



平成 29 年 2 月 7 日
構造判定センター

判定申請図書等を確認申請先へ直接送付することについて(ご案内)

1. 直接送付の概要

- 1) 確認申請先の了解が得られた場合に限り、適合判定通知書（原本又は写し）及び判定申請図書(副)を特定行政庁又は指定確認検査機関へ直接送付いたします。
(宅配信書便により、翌営業日の午前指定で送付します。)
- 2) 適合判定通知書(原本)はご希望により、申請者又は申請代理人へお渡しいたします。
- 3) 判定申請図書等の直接送付により、申請者から確認検査機関への郵送等の作業を省くことができます。
- 4) 発送時に、連絡票兼判定申込票に記載の代理人連絡先へメール連絡致します。
- 5) 手順については別紙をご覧ください。

2. 送付依頼書の提出について

- 1) 判定申請図書等の直接送付を希望される場合は、適合性判定の本申請時又は公式追加説明書提出時に送付依頼書をご提出ください。
(必ず控えをお手元にお持ち下さい。)

3. 送付依頼書の記載について

- 1) 送付依頼書は当法人のホームページよりダウンロードできます。
- 2) 依頼者は、申請者(建築主)となります。(建築主の押印が必要です。)

【お問い合わせ先】

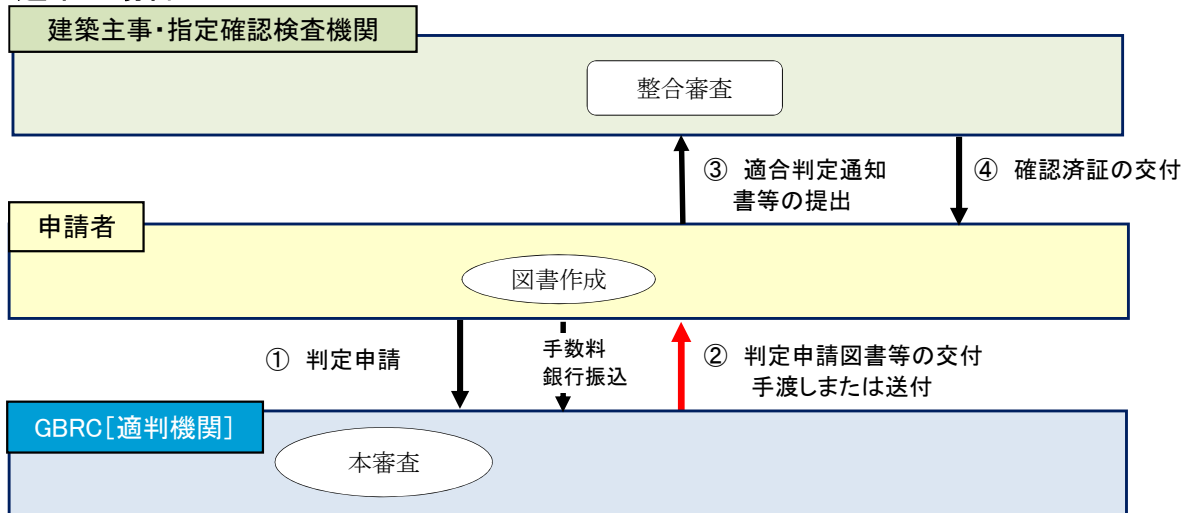
構造判定センター 業務課 TEL : 06-6943-4680

FAX : 06-6943-4681

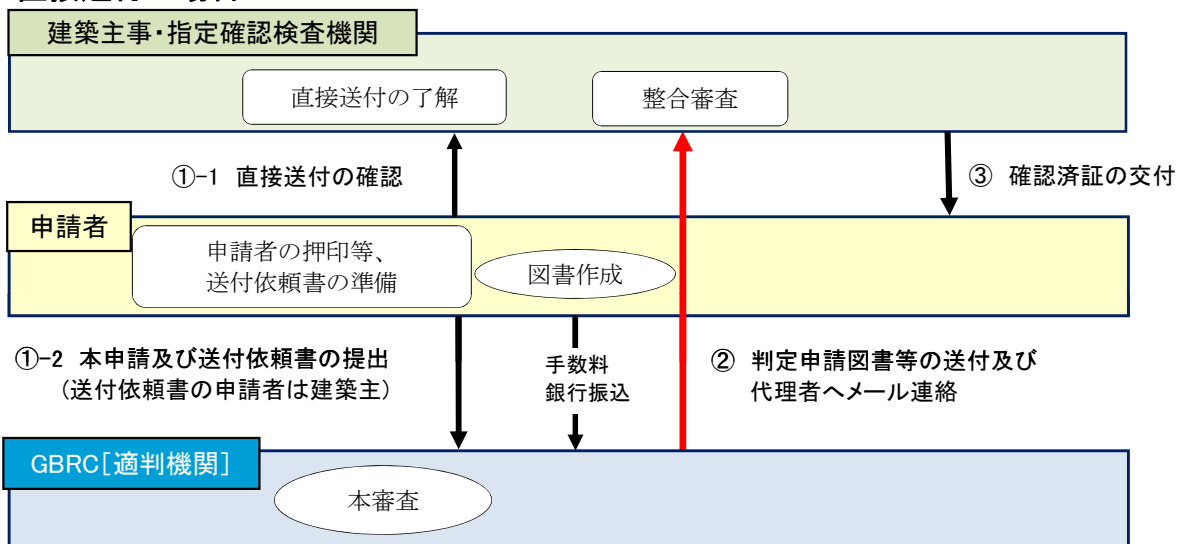
メール : hantei5@gbrc.or.jp

別紙

通常の場合



直接送付の場合



①-1	申請者様	直接送付の確認及び送付依頼書の準備	事前に確認申請先のご担当者へ判定申請図書等の直接送付について了解を得た上で、送付依頼書への申請者(建築主)印の押印及び必要事項の記入をお願いします。
①-2	申請者様	本申請及び送付依頼書の提出	本申請の際に、送付依頼書を提出して下さい。
②	GBRC	判定申請図書等の送付	送付依頼書に記載の確認検査機関ご担当者へ直接送付について確認を行い、審査終了及び入金確認後、送付致します。併せて、連絡票兼判定申込票に記載の代理者へメール連絡致します。